

事後対策訓練に関する調査



平成21年3月11日
財団法人 原子力安全技術センター

背景及び目的

- 原災法第4条に「国の責務」として以下の3事項が記載されている。

原子力災害
予防対策

緊急事態
応急対策

原子力災害
事後対策

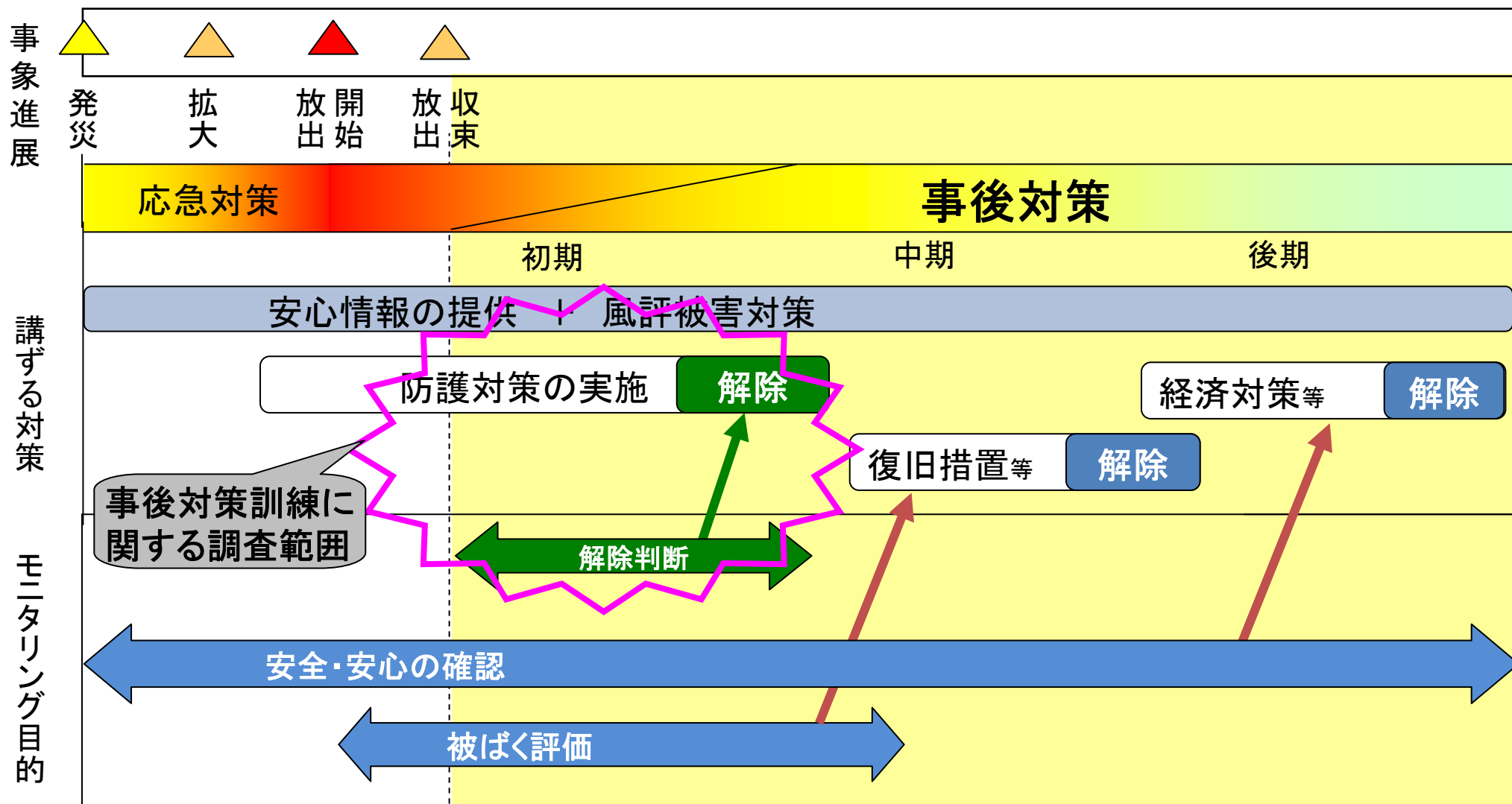
- 事後対策に関する訓練は、時間的制約等により実施されていない。
- 原子力防災検討会で取りまとめた報告書※において、「事後対策については、必要に応じて訓練範囲を限定した要素訓練や、防災関係機関の研修等において対応していくことを検討する」ととされている。



文部科学省は平成19年度から、放射線防護の観点から
事後対策訓練に関する調査を開始

※「原子力災害対策特別措置法の施行状況について(平成18年3月)」

事後対策訓練に関する調査範囲

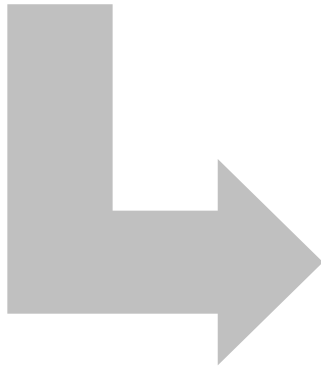


事後対策訓練に関する調査の進め方

基礎期

平成19年度 国内外の動向調査、調査の進め方(範囲)

平成20年度 想定状況の検討、活動範囲の整理、
机上演習シナリオの検討



発展期

平成21年度～ 机上訓練シナリオの検討、
訓練評価方法の検討等

平成19年度：基礎期調査の内容と成果

調査内容

- ・国内外の動向調査
- ・調査の進め方(範囲)
- ・第2段階モニタリングの目的、実施手順の調査
- ・机上演習(議論型)の実施

成果

- ・調査範囲の方針(各種制限措置解除等)

課題

- ・想定状況と活動範囲の整理(具体例要)
- ・制限措置解除基準(数値等要)

平成20年度：基礎期調査の内容と成果

調査内容

- ・想定状況の検討
- ・活動範囲の整理
- ・机上演習シナリオ検討（想定した地域でのモニタリング計画データ検討等）
- ・机上演習の実施

成果

- ・机上訓練シナリオの試作

課題

- ・解除基準（数値等要）
- ・飲食物摂取制限（方策要）
- ・技術的判断と社会的ニーズの分離が困難
- ・訓練時間の圧縮度
- ・屋内退避等の長期化

平成21年度：発展期調査の内容と成果(予定)

調査内容

- ・事後対策モニタリングの課題整理、対応
- ・机上訓練シナリオ検討
- ・机上訓練の実施
- ・訓練評価方法の検討

成果

- ・机上訓練シナリオの作成

課題(想定)

- ・各地域へ適用する際の課題